

相模原市 介護保険事務 全項目評価書の概要について

【問い合わせ先】相模原市 健康福祉局 地域包括ケア推進部 介護保険課
相模原市中央区中央2丁目11番15号
電話 042(707)7058

特定個人情報保護評価書は、マイナンバーを含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）をコンピュータなどでの電子的な記録（以下「ファイル」という。）で保有する場合のリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものです。

I 基本情報

◆事務の内容（介護保険事務）

介護保険は、介護保険法及び相模原市介護保険条例に基づき、介護保険の資格管理、保険給付、受給者管理及び介護保険料の賦課徴収を行うものである。

本市は、上記事務のうち介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。

- ① 介護保険被保険者の資格管理に関する事務
- ② 介護保険料の賦課・徴収に関する事務
- ③ 介護保険被保険者の要介護認定に関する事務
- ④ 介護保険被保険者への保険給付の支給に関する事務

◆事務において使用するシステム※

※システムとはコンピュータを利用して、情報を電子的に取扱う仕組みのことです。

（１）介護保険システム

介護保険の被保険者の資格、被保険者への給付、介護保険料の賦課等、介護保険に関する情報を保有・管理するシステムです。

（２）中間サーバー

情報提供ネットワークシステム、既存業務システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会・提供等の業務を行うシステムです。

（３）中間サーバーコネクタ

各システムと中間サーバーの連携の中継及び連携に使用する団体内統合宛名番号を管理するシステムです。

（４）サービス検索・電子申請機能

住民が受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能です。

◆保有する特定個人情報ファイル

介護保険情報ファイル（介護保険システム）

II 特定個人情報ファイルの概要

ファイル名	介護保険情報ファイル（介護保険システム）
対象となる 本人の数	10万人以上100万人未満
対象となる 本人の範囲	本市介護保険の被保険者及び被保険者と同一の世帯に属するもの (被保険者：65歳以上の者(年齢到達予定者を含む)、または40歳以上65歳未満の医療保険加入者で、本人申請に基づき被保険者証が交付されている者。資格取得後、転出・死亡等により資格喪失した者も含む。)
必要性	資格管理、賦課決定、収滞納管理、要介護認定、介護給付費支給等の介護保険事務を行う上で、被保険者の世帯構成や、世帯員を含む所得状況等を正確に把握する必要があるため。
主な記録項目	個人番号、その他識別情報（内部番号）、4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、連絡先、その他住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報
事務担当部署	介護保険課 税制・債権対策課、DX推進課、高齢・障害者相談課（緑・津久井・中央・南）、福祉相談センター（城山・相模湖・藤野）、緑区役所区民課、まちづくりセンター（大沢、城山、津久井、相模湖、藤野）、出張所（串川、鳥屋、青野原、青根）、中央区役所区民課、まちづくりセンター（大野北、田名、上溝）、南区役所区民課、まちづくりセンター（大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林）
保有開始	平成28年6月
使用開始	平成29年1月
委託の有無 委託内容	有 ① 介護保険システムの開発・保守・運用業務 ② 国保連合会共同電算処理事務委託・第三者行為損害賠償請求事務委託 ③ 介護保険要介護認定事務等業務委託 ④ 中間サーバーコネクタの開発・保守・運用業務
提供・移転の有無 (提供・移転先)	提供有 (情報提供ネットワークによる提供) 移転有 (本市庁内の他部署)
システム環境	国が用意した共通的なインフラ基盤（ガバメントクラウド）

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

ファイル名	介護保険情報ファイル（介護保険システム）
特定個人情報の入手に係るリスク対策	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口での本人確認、チェックの徹底。記入例等の案内の整備。 ・システムへのアクセス制限。
特定個人情報の使用に係るリスク対策	<ul style="list-style-type: none"> ・権限を有した者以外は使用できない仕組みの構築（ICカード） ・ID及びパスワードの定期的な更新。 ・システム操作のログ取得、確認。 ・ファイル使用者への研修、指導の徹底。
特定個人情報の取扱いの委託に係るリスク対策	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取扱いについての事項を契約書に定め、徹底させる。 ・システム操作の記録、確認。 ・個人情報の取扱いは庁舎内で行う作業に限定する（※媒体の遠隔地保管は除く）。
特定個人情報の提供・移転に係るリスク対策	<ul style="list-style-type: none"> ・提供・移転するデータの作成日時等処理内容の記録。 ・定められた依頼方法、システムでのみ情報提供を行う。 <p>（提供先：厚生労働大臣、全国健康保険協会、健康保険組合、都道府県知事、市町村長、日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合、国民健康保険組合、地方公務員共済組合、後期高齢者医療広域連合、広島市長、長崎市長、保健所を設置する市（特別区を含む。）の長）</p> <p>（移転先：庁内各部署）</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に係るリスク対策	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な情報のみ情報提供する仕組みの構築。 ・関係者以外へのアクセス制限。 ・操作内容の記録。
特定個人情報の保管・消去に係るリスク対策	<ul style="list-style-type: none"> ・データセンターへの保管。 ・保存年限を経過したデータの消去。

Ⅳ その他のリスク対策

- ・課内で内部点検計画を作成し、計画に則った自己点検の実施。
- ・監査計画を立案し、それに基づく監査の実施。
- ・新規採用者・配属者だけでなく、既所属者に対しても毎年セキュリティ研修を実施。

V 開示請求・問合せ

◆特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先

相模原市 行政資料コーナー

相模原市中央区中央2-11-15

電話 042-769-8331

◆特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

相模原市 健康福祉局 地域包括ケア推進部 介護保険課

相模原市中央区中央2-11-15

電話 042-707-7058

VI 評価実施手続

◆市民等からの意見の聴取

方法：パブリックコメント手続きに準じて行う。

実施期間：令和7年3月15日～令和7年4月14日

◆第三者点検

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会に諮問